

申請書（記載例）

様式第十号（第十条の九関係）

（第1面）

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事 あて

※登記事項証明書（又は住民票）に記載されたとおり
に記入してください。

申請者

ふ り が な ぐんまけん おおたし はまちょう
住 所 群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号

ふ り が な じょうしゅうかんきょう あかぎたろう
氏 名 株式会社上州環境 代表取締役 赤城太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（0276）47-〇〇〇〇

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第01000〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く） ※現在の許可内容を記入 例）①汚泥、②廃プラスチック類、③動植物性残さ、④金属くず、⑤ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑥がれき類 ※①、②、④、⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務の対象を除く）を含む ※①、②、⑤、⑥については、石綿含有産業廃棄物を含む
変更の内容	産業廃棄物の種類の追加 廃油（積替え保管を除く）
変更の理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月日、 処理能力、許可年月日及び許可番号 （産業廃棄物処理施設の設置の許可 を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A列4番）

申請書（記載例）

様式第十号

（第2面）

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
あらた よしざだ 新田 義貞	S33. 5. 8	群馬県太田市新田反町町〇〇番 群馬県太田市新田市野井町〇〇番

※住民票のとおり記入

（法人である場合）

(ふ り が な) 名 称	住 所
じょうしゅうかんきょう 株式会社上州環境	群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号

※登記事項証明書のとおり記入

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所

（法人である場合）

(ふ り が な) 名 称	住 所
	※該当者がいる場合記入 その者の住民票及び登記されていないことの証明書を添付

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
あがぎ たろう 赤城 太郎	S18. 2. 7 代表取締役	群馬県渋川市赤城町北赤城山〇〇番 群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番
くさつ よいとこ 草津 酔床	S19. 7. 1 取締役	群馬県吾妻郡草津町大字草津〇〇番 群馬県前橋市大渡町〇〇番
いかほ ゆめじ 伊香保 夢二	S29. 4. 1 取締役	群馬県渋川市伊香保町〇〇番 群馬県渋川市石原〇〇番
みなかみ おんせん 水上 恩千	S22. 10. 10 監査役	群馬県利根郡みなかみ町湯原〇〇番 群馬県利根郡みなかみ町後閑〇〇番

※住民票及び登記されていないことの証明書を添付

※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者（顧問、相談役、会長等）についても記載

申請書（記載例）

様式第十号

（第3面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	3, 0 0 0 株		出 資 の 額	3, 0 0 0, 0 0 0 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
あかぎ たろう 赤城 太郎	S18. 2. 7	1, 5 0 0株	群馬県渋川市赤城町北赤城山〇〇番	
		5 0 %	群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番	
はるな じろう 榛名 次郎	S30. 2. 1	1, 0 0 0株	群馬県高崎市榛名山町〇〇番	
		3 3. 3 %	群馬県高崎市榛名湖町〇〇番	
みよぎ さぶろう 妙義 三郎	S30. 3. 20	5 0 0株	群馬県富岡市妙義町岳〇〇番	
		1 6. 7 %	群馬県富岡市妙義町妙義〇〇番	

※直前決算期の法人税確定申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを添付
ただし、申請日現在の株主又は出資者若しくは金額に変動が生じている場合には、その変動
を決議した議事録の写しを添付
法人設立後最初の決算期を迎えていない場合は、法人代表者が作成し原本証明した株主名簿
又は出資等を証明する書類を添付

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
	※該当者がいる場合記入 その者の住民票、登記されていないことの証明書及び証明書類（雇用及び役職 又は地位を証明できるもの）を添付	
	※政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若し しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を 置くもの	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

申請書（記載例）

様式第六号の二（第九条の二関係）

（第1面）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は既に産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、業を営んでおりますが、今回排出事業者の要望により新たに廃油を取り扱うため、変更許可申請を行いました。廃棄物は積替え保管を行わず、即日処分施設に搬入します。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の

※「予定排出事業者の所在地」または「予定運搬先の所在地」のどちらかは必ず群馬県内となります。

※既許可品目も記載してください。

	（特別管理） 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 （t/月又は m ³ /月）	性 状	予定排出事業場の名称及 び所在地	積替え又は保管を行 場合には積替え又は 管を行う場所の所在	予定運搬先の名称及び所在地 （処分場の名称及び所在地）
1	汚泥	〇t/月	泥状	〇〇建設(株) 〇〇県〇〇市 (群馬県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇〇 〇〇県〇〇市
2	廃プラスチック類	〇t/月	固形	同上	なし	同上
3	動植物性残さ	〇t/月	泥状	〇〇食品(株) 群馬県〇〇市	なし	同上
4	金属くず	〇t/月	固形	〇〇建設(株) 群馬県〇〇市 (群馬県内の建設現場)	なし	同上
5	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器く ず	〇t/月	固形	同上	なし	同上
6	がれき類	〇t/月	固形	同上	なし	同上
7	水銀使用製品産業 廃棄物（汚泥、廃プラスチック 類、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器く ず）	〇t/月	固形	同上		(株)〇〇〇〇 〇〇県〇〇市
8	石綿含有産業廃棄 物（廃プラスチック類、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器く ず、がれき類）	〇t/月	固形	同上	なし	(株)〇〇〇〇 〇〇県〇〇市
9	石綿含有産業廃棄 物（汚泥）	〇t/月	泥状	同上	なし	(株)〇〇〇〇 〇〇県〇〇市
10	廃油	〇m ³ / 月	液状	(株)〇〇化学 〇〇県〇〇市	なし	(株)〇〇〇〇 〇〇県〇〇市

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

※石綿含有産業廃棄物（汚泥）を処分できる施設は「最終処分：管理型最終処分場」、「中間処理：①許可を受けた溶融施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第11号の2で定める石綿含有産業廃棄物の溶融施設）、②国の認定を受けた無害化処理施設」

※石綿含有産業廃棄物（汚泥以外）を処分できる施設は、「最終処分：管理型または安定型最終処分場」、「中間処理：①許可を受けた溶融施設（同上）、②国の認定を受けた無害化処理施設」

※水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のあるものに限る）を及び水銀含有ばいじん等（水銀回収義務のあるものに限る）を処分できる施設は、「最終処分：なし」「中間処理（水銀使用製品産業廃棄物）：①許可を受けたばい焼施設または蒸留施設で水銀が回収できる施設、②大気中に水銀が飛散しない方法で分離できる施設」「中間処理（水銀含有ばいじん等）：許可を受けたばい焼施設または蒸留施設で水銀が回収できる施設」

※水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のあるものを除く）及び水銀含有ばいじん等（水銀回収義務のあるものを除く）を処分できる施設は、「最終処分：遮断型または管理型最終処分場で水銀が埋め立てられる施設」「中間処理：大気中に水銀が飛散しない方法で分離できる施設」

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第2面）

3. 運搬施設の概要		※車検証のとおり記載してください。			
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	群馬 100 あ 11-11	3,800	株式会社環境〇〇	
2	キャブオーバ	群馬 100 い 22-22	8,000	株式会社環境〇〇	
3	タンク車	群馬 800 う 33-33	5,000	申請者に同じ	
4	※同一の運搬車両を複数の収集運搬業者が使用することは、法令違反になることもあります。 他人名義の運搬車両を申請する場合には、使用権原を有することを証する書類を交わすほか、名義人が使用していないか確認してください。				
5					
6					
7	※それぞれについて、次のとおり「付近の見取図」を添付してください。 ・事務所（群馬県内に限らず、必ず添付してください。） ・事業場（群馬県内に事業場がある場合は、必ず添付してください。） ・駐車場（群馬県内に駐車場がある場合は、必ず添付してください。）				
8					
9					
10					
事務所の所在地		群馬県桐生市織姫町〇〇番〇〇号			
駐車場の所在地		同上			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	〇m³	石綿含有産業廃棄物（汚泥）については、耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包を行う。		
蓋付オープンドラム缶	動植物性残さ	〇m³			
プラスチックケース	水銀使用製品産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	〇m³			
クローズドドラム缶	廃油	200L			

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第3面）

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え保管は行わない

※群馬県（前橋市及び高崎市を除く）内で積替え保管を行わない場合は、添付不要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第4面）

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

車検証に「土砂等以外」の積載物制限が記載されている場合

土砂等禁止車両では、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類は運搬しません。

①脱着装置付コンテナ専用車

廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物

②キャブオーバ

申請する全ての品目を運搬する。

③タンク車

汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

※役員及び使用人の数は、様式第六号の第2面及び第3面と整合をとってください。

法人全体の人数を記載し、規模が大きい会社については、この申請の事業に係る社員をうち数で（ ）書きしてください。（合計欄は、（ ）の数と役員の数の合計としてください。）

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第5面）

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

○運搬に際し講ずる措置

【飛散流出防止対策】

- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油は、タンク車で密閉し、運搬する。
- ・様式第六号の二（第2面）の容器に入れて運搬する。
- ・その他の廃棄物については、車両の荷台にシートがけを行う。

【悪臭防止対策】

- ・必要に応じ容器を用いるとともに、運搬車両の清掃及び他施設の清掃に努め、運搬する産業廃棄物から悪臭が発散しないよう留意する。

【石綿含有産業廃棄物の取り扱い】

- ・石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）は破碎しない。梱包し、他の廃棄物と混合しないように区別する。
- ・石綿含有産業廃棄物（汚泥）は、耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包を行う。

【水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取り扱い】

- ・破碎及び他の廃棄物との混入を防ぐために、必要に応じ梱包し、専用容器に収納して運搬する。

申請書（記載例）

様式第六号の二

(第 6 面)

運搬車両の写真

[illegible]

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第7面）

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	クローズドドラム缶	用途	様式第六号の二（第2面）のとおり
注意事項 - 容器等の全体が写るように撮影すること。 - 追加する品目を運搬する容器のみ提出してください。 - カラー写真を添付してください。（デジカメ可） - 容器等の全体が明確に確認できるものとしてください。 - 記載しきれない場合には、この様式を複写して添付してください。 撮影 〇〇年〇〇月〇〇日			

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 容器等の全体が写るように撮影すること。 撮影 〇〇年〇〇月〇〇日			

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第8面）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	25,000	
土 地	購入費 5,000	
事務所1	造成費 2,500	建設費 5,000
事務所2	造成費 1,500	建設費 3,000
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000	建設費 4,000
調 達 方 法	自 己 資 金	5,000
	借 入 金	20,000
	そ の 他	
	増 資	
新たな資金を要しない場合には、いずれかの余白にその旨を記載してください。 （例）「他県で許可を受けて産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、許可申請に際し、新たな資金は必要としない」 （例）「建設業を営んでおり、車両や容器も備わっているため、許可申請に際し、新たな資金は必要としない」		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第9面）

資 産 に 関 す る 調 書（個人用）			
〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	定期預金		3, 0 0 0
有価証券	株式	1, 0 0 0株	1 0 0
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	1 1 0 m ²	2 0, 0 0 0
建 物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			3 8, 1 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			1 9, 0 0 0
短期借入金			5 0 0
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

申請書（記載例）

様式第六号の二

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事様

申請者

住所 群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号

氏名 株式会社上州環境
代表取締役 赤城太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号

イ 第7条第5項第4号(イ)から(フ)までのいずれかに該当する者
第7条第5項第4号

- (イ) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (ニ) この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (ホ) 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (ヘ) 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (ト) (ハ)に規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(ハ)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（注2）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（注2）であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (フ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注2）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの